

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年8月22日(水) 午後3時00分から午後4時55分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(23名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 6件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 12件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

議案第5号 平成24年度第3次農用地利用集積計画について 別冊

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長 寺本朗男

主査 大木恒一

主査補 飯田裕幸

## 7 会議の概要

- 事務局 ただ今から平成24年度8月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 増田会長 委員の皆さん、本日は誠にご苦労様です。  
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。
- 事務局 本日、出席委員は23名中23名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いいたします。
- 議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にてご異議ございませんか。
- （「異議なし。」の声あり）
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、3番伊能正啓委員、4番熱田幸子委員を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、6件でございます。  
議案第1号、番号1番から6番は所有権移転に関する件であります。
- 【議案第1号、番号1番から6番を議案書をもとに朗読】  
番号1番から6番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。
- 議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明を

お願いします。

7 番 番号1番について、後継者も意欲的に営農をし、申請地も効率よく耕作しており、問題ないと思われま

1 7 番 番号2番について、経営の効率化を図るため、農地の交換をするもので問題ないと思われま

番号3番について、番号2番の申請地と交換するもので、問題ないと思われま

1 番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

8 番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためですし、現在全ての農地を効率よく耕作しており所有農機具の状況、労働力からみても、問題ないと思われま

また、年間の作付け計画からみても、周辺の農地への影響は少ないと思われま

3 番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためですし、所有農機具の状況、労働力からみても、問題ないと思われま

また、年間の作付け計画からみても、周辺の農地への影響は少ないと思われま

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

(挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 次に、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 番号 1 番の申請地は、現況畑 4 2 1 m<sup>2</sup>に専用住宅を計画するものです。  
農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
- 議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします  
ます。
- 1 3 番 番号 1 番について、現在の住宅は老朽化が進み、また震災の影響もあり  
建て替えが必要とのことにより現況畑 4 2 1 m<sup>2</sup>に専用住宅を計画するも  
のです。周辺農地への日照、通風についての影響、排水について地域の  
営農への影響は少ないと思います。また、現在の住居は計画が終了後売  
却予定とのことです。農地区分や転用目的にも問題ありません。
- 議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見は  
ございませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定につ  
いて」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 ご異議ないものと認め、議案第 2 号、「農地法第 4 条の規定による許可  
申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決するこ  
とに賛成の委員の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたし  
ます。
- 議 長 次に、議案第 3 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定

について」を議題といたします。なお、本議案には、二村正美委員と伊藤秀雄委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

審議は、二村委員と伊藤委員が関係する事案、番号1番を審議・採決し、その後番号2番から12番を審議・採決します。

二村委員、伊藤委員は退席をお願いします。

二村委員、伊藤委員が退席されましたので、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書をご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請書は、12件でございます。

**【議案第3号、番号1番を議案書をもとに朗読】**

番号1番の申請地は、農産物加工所拡張用地として地目田260㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

21番 番号1番について、譲受人である、ちばみどり農業協同組合が事業拡張を図るため、農産物加工所の拡張を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。  
なお、現況は既に農地として耕作しておらず、始末書が提出されていません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長           ご異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号1番について採決に入ります。  
番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

                  (挙手全員)

議 長           挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長           二村委員、伊藤委員が着席しましたので 引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局           【議案第3号、番号2番から12番を議案書をもとに朗読】

番号2番の申請地は、進入路用地として現況畑254㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、進入路用地として現況畑112㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号4番の申請地は、専用住宅用地として現況畑266㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号5番の申請地は、専用住宅用地として現況畑331㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑299㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号7番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑124㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号 8 番の申請地は、賃貸住宅用地として現況畑 20 m<sup>2</sup>を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号 9 番の申請地は、賃貸住宅進入路用地として現況畑 311 m<sup>2</sup>を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、本計画に対し地元区より整備要望書が添付されています。  
また、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号 10 番の申請地は、賃貸住宅進入路用地として現況畑 80 m<sup>2</sup>を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号 11 番の申請地は、専用住宅用地として現況畑 235 m<sup>2</sup>を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

番号 12 番の申請地は、専用住宅用地として現況畑 12 m<sup>2</sup>を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。  
なお、現地に既に資材が置かれており、始末書が添付されています。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。  
ます。

23番 番号 2 番、3 番について、譲受人が計画している専用住宅の進入路として計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。  
番号 4 番について、譲受人が専用住宅を計画するもので、周辺農地への影響も少なく農地区分や転用目的に問題ありません。

7番 番号 5 番について、譲受人は現在両親と祖母、姉と同居していますが結婚を契機に専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。周辺農地への日照、通風についての影響、排水について地域の営農への影響は少ないと思います。

1番 番号 6 番、7 番、8 番について、譲受人が賃貸住宅 2 棟を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。  
番号 9 番、10 番について、譲受人が計画する賃貸住宅の進入路として計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。  
番号 11 番、12 番について、譲受人は現在賃貸住宅に住んでいますが、

子供の成長に伴い、専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
議案第3号、番号2番から12番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第4号、農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について、を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。  
あっせん申出番号1番については、田4筆を、売買したいとのことです。  
あっせん申出番号2番については、田1筆を、売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番渡邊弘仁委員、17番及川誠委員、18番大木一夫委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長           ご異議なしと認めます。  
次に、あっせん申出番号2番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、4番熱田幸子委員を選出したいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長           ご異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第4号、農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。  
(「異議なし。」の声あり)

議 長           ご異議ないものと認め、議案第4号、農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について、採決に入ります。  
あっせん申出番号1番のあっせん委員に9番渡邊弘仁委員、17番及川誠委員、18番大木一夫委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、4番熱田幸子委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長           挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長           次に、議案第5号、「平成24年度第3次農用地利用集積計画について」を議題といたします。本案につきましては、去る20日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

#### 【農地銀行会長の報告】

農地銀行会長の報告が終わりました。  
詳細につきましては、事務局より説明をお願いします。

事務局           それでは、議案第5号の別冊議案書をご覧ください。  
【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】  
以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議なしと認めます。  
お諮りいたします。議案第5号「平成24年度第3次農用地利用集積計画について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、採決に入ります。  
議案第5号「平成24年度第3次農用地利用集積計画について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

19番 本市においても米の放射性物質検査が実施され23日に検査結果が公表される予定と聞いています。本市は、早場米の産地でありその特性を生かすには更なる検査時期の前倒しを実施すべきと考えます。市に対し要望をしては如何かと思えます。

15番 文書にて、要望をしては如何かと思えます。

議 長 要望をしていきたいと考えますが、ご意見ございますか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、文書にて要望いたします。  
その他、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、  
本日、ご審議いただいた案件は、

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	6 件
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見決定について	1 件
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1 2 件
議案第 4 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2 件
議案第 5 号 平成 2 4 年度第 3 次農用地利用集積計画について	別冊

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位のご協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 2 4 年 8 月 2 2 日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。